

足立区議会議員 工藤哲也様

足立区議会議員 31番 浅子けい子 印

文書質問書

会議規則第60条の2第2項の規定に基づき、次のとおり文書質問書を提出します。

記

テーマ及び質問項目

I、「住まい」について

先日の新聞によると、「家賃滞納2カ月で家財撤去」「『追い出し条項』無効」の見出しで、賃貸住宅で借り主が2カ月以上家賃を滞納するなどとした場合、物件を明け渡したとみなす家賃保証会社の契約条項は違法として差し止めを求めた訴訟の上告審判決があり、最高裁は「消費者契約法に基づいて条項は『無効』」とする初判断をし、差し止めを命じたという報道があった。

家を借りる際には連帯保証人が必要だが、保証人がいない場合、家賃滞納時に賃料を保証するのが家賃保証会社である。私のところにも以前、非正規でなかなか定着した仕事につけていない方から、家賃を2カ月滞納したら退去の通告が突然来たという相談があったが、あまりにも理不尽な対応に驚いたことがあった。今回の最高裁での判決は大きな意義のあるものだと思う。

1. 住まいがなければ生活できず、就職にもつながらない。生活する基盤が失われてしまう。この20年間実質賃金が下がり続け、年金額もカットされているもとの、多くの世帯で家賃負担は家計に重くのしかかっている。家賃の支払いに窮する人が増えるなか、悪質な取り立てや違法な契約、追い出しなど、家賃保証会社をめぐるトラブルは10年以上続いている。

家賃保証会社は増え続け、今では賃貸借契約の約8割で利用しており、業者数は約250社。なかにはサラ金から鞍替えした業者もあると言われている。保証会社には貸金業法のような罰則規定がなく、カギを勝手に替えられ、家財道具を運び出されたなど不当な行為が野放しになっている。「住まいの貧困」は深刻である。保証会社の法規制が必要だと思うがどうか。また、障害者については親亡き後が心配されており、障害者団体からも声が上がっている公的保証人制度が必要だと思うがどうか。

2. この間、新型コロナの感染拡大が続き、仕事を失ったり減収したり、挙句の果てには住まいまで失う人も増えている。国は、コロナ禍のなか生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金をコロナ特例として活用、現在も「離職・廃業から2年以内の方で休業等により収入が減少し、住居を失う恐れがある方」を対象に給付している。

国会では、わが党の質問に対し「住居確保給付金について、『住まいを喪失するおそれ

31番 浅子 けい子

テーマ及び質問項目

のある人の多さ（裾野の広さ）が顕在化した以上、住宅手当といった家賃補助的な施策も含め、普遍的な社会保障施策として検討する必要がある』と政府が指摘」「職業訓練受講給付金との併給等について、『恒久的な対応として制度化すべきではないか』と提言している。後藤厚労相も「全体としてそれも含めて検討したい」と答弁した。

足立区は、わが党が繰り返し家賃補助を求めてきたのに対し、冷たい答弁に終始してきた。今回の政府の「恒久的な対応としての制度化を含めて検討」との見解を受け、改めて区の見解を伺う。また、住居確保給付金を恒久的な制度にしていくよう関係機関に意見を上げるとともに、区として家賃補助制度を創設する考えはないか。

3. 足立区では住まいに関して、昨年度から高齢者・障害者・ひとり親世帯・低所得者等を対象にお部屋さがしサポート事業を始めた。昨年度の実績は、窓口相談が216件、物件紹介件数が39件、物件成約件数が24件。今年3月に開催された居住支援協議会によると要配慮者部分では65歳以上が69%、低所得者が57%で、相談理由は立ち退きが一番多く29%、ついで金銭が28%となっている。なかには「高齢者で十分な収入がないため、民間賃貸住宅の紹介ができない」という話もあると聞いた。4万・5万円台の家賃を希望するしかない方もいて、駅から遠い古い木造のアパートを紹介すると言っている。生活保護制度でも単身で家賃は53,700円となっているのに、そこに届かない家賃のアパートを選択するしかない現状は問題である。

低所得者の住宅確保を保証するためには、申し込んでも倍率が高くてなかなか入居につながらない都営住宅の増設が、あらためて必要とは思わないか。

4. 今回、住宅確保要配慮者の入居可能住宅の登録制度を活用し都の住宅供給公社と区が協定を締結し、計5戸の登録を実施した。児童養護施設等退所者とひとり親世帯が対象だが、戸数を増やすとともに高齢者も対象に入れるべきではないか。さらにURとも協定を結び進めるべきと思うがどうか。

5. ケアマネージャーより「担当している利用者は、独居で生活保護受給者。以前から書類をなくしたり、お金を使い果たしたり、外出先で転倒したり、病院で大暴れするという認知症の男性。前々から後見人がいなければ無理だと区の担当に言っていたが、生保なので動きがないまま。他の区であればとくに区長に申し立てて後見人がつけられるのに。その後、住んでいる持ちマンションの権利が他の人になっているとの情報が入った。どうしたら後見人がつけられるのか。」という相談があった。

1) ケアマネージャーの事業所によると、足立区は生活保護者への後見人は、ほとんど例がないと感じている。生活保護受給者でも後見人はつけられると思うがどうか

2) 今回の事態は、ケアマネージャーの指摘通りに対応していれば防げたこと。生活保

31番 浅子 けい子

テーマ及び質問項目

護の担当者は年に2回程度しか訪問できていないという状況で、高齢者の認知の進行など把握することは困難である。二度とこのようなことが起こらないよう問題点を明らかにするとともに、高齢者や障害者などについては、地域包括やケアマネージャー等との連携を強め、ともに支えていく仕組みを作ることが必要ではないか。

3) 一般の方は、家を持っていると生活保護は受けられないと誤解している方が多い。「住まいは人権」の立場で、賃貸でも持ち家でも「住まい」が基盤であり、生活保護が受けられることを広く周知する必要があると思うがどうか。

II、障害者施策について

障害者施策については、この間もわが党は当事者の声を聞き具体的提案を行ってきた。

1. 障害者の日常生活用具の補助については、音声血圧計など新たな項目が増やされたが、補助金の基準額が10年以上ほとんど変わっていない項目も少なくない。親がオストメイトをしている方から、「補助金の基準額が10年以上変わらず持ち出しが増えている。今年の10月にも装具は値上げになって10枚で9,500円になってしまった。他にも装具着脱時に使う液など必要で大変である」との声が寄せられている。物価高騰のなか実態に合わせて補助金の基準額の増額が必要と思うがどうか。

2. 千住地域には肢体不自由児者の通所施設がない。ぜひつくってほしいがどうか。